ハ 4
2304
5

八4
2204
5

普賢寺縁起並寺宝目録

一 霊験記事

二 歴代

三 檀那

四 信敬僧書図絵書

五 風地家敬

六 縁

七 法華経

八 縁

九 朝法花経縁

十 性空聖人

十一 普賢寺

十二 縁

十三 縁

十四 縁

十五 縁

十六 縁

十七 縁

十八 縁

十九 縁

普賢寺縁起

十　定額法師模刻等像並彩色
十一　法華法師同像並彩色
十二　彩色の菩薩像模刻彩色
十三　菩薩寺寺院に同様並再興

附録

一　菩薩寺寺院本尊の模形等安置
二　大和国法隆寺模形
三　同右模刻本尊
四　摂津国平安城彩色菩薩寺本尊
同　同国四天王寺彩色菩薩寺本尊

菩薩寺寺院記事考

一　菩薩寺寺院の歴代

人皇　三十代　敏達天皇　法名の為に三十二年
同　三十一代　用明天皇　同四年
同　三十二代　崇峻天皇　同五年
同　三十三代　推古天皇　同二十六年
同　三十四代　舒明天皇　同十三年
同　三十五代　皇極天皇　同三年
同　三十六代　孝徳天皇　同十年
同　三十七代　斉明天皇　同七年

同　二十九代　天智天皇　同十一年
同　四十代　天武天皇　同十五年
同　四十一代　持統天皇　同十年
同　四十二代　文武天皇　同十一年
　　光孝百濟國より使朝ありて件の書を十三代
　　の孫まつりく或ハ高麗に安置し
　　めつるなり
　　(二)光孝之後鄭使ハ〜まる拙拙
一同　麻續王人〜吾使人〜使者〜まる二十年
二同　吾使　使者〜まる二十三年
三同　法明　二十年　四同　高法

五同　常世　已上三人吾使ハ〜使者〜まる二十年
六同　國使　使者〜まる二十年
七　倭
八　大國　同使者〜まる九十年
九　東世
十　廣足　倭ハ〜使者〜まる十一年
十一　利成
十二　宮人猛　利成ハ〜使者〜十年
十三　倭雄
十四　正常　倭雄ハ〜使者〜
十五　時國
十六　安子　正常ハ〜
十七　安子
十八　時國　安子ハ〜
十九　時邦
廿　知藏　時邦ハ〜
廿一　知藏
廿二　知門　已上時國ハ〜
廿三　知藏　已上知藏ハ〜
廿四　高麗
廿五　高麗

十六　知隆

右元氏性也相続人　無料　高野山住人

㊂聖徳太子御事　白洲住人

推古天皇の御宇聖徳太子用明天皇の御子なり一七日のうちの御法会の名号を称ぜしめ給ひ信法の者を善道寺に住せしめ給ひ仕奉りて仕えとりて仕えとそげうつり例時六時ゆるしとそ申さるる

名号称揚七日已　斯此爲報廣大恩

仰願本師弥陀尊　助我濟度常護念

十二月十五日

進上　本師阿弥陀如来御前

班鳩宮殿戸上

うくあそぎして掛のごとく氏お長お後ていらくさ

めて如来迦礼わらんことそそん〜彼さて会掌祝

料紙と相て先て如来おう侍なりて自教と法ぜ

て法迦礼わいて法性のみよみさ法の外出接化

の心いつ石法縁ゆりうる法迦礼よ曰

一念称揚無息留　何況七日大功徳

我待衆生心無間　汝能濟度豈不護

十二月廿五日

上文殊世大聖迦す

るんびは迦礼と行大和国法隆寺の絵まわるんたづし

び猿ゆう例点よりてまつて

法よりてお代未国の法

ゆくのみ絵みて伝授うこと

ゐり今点をとるてわかち二回をあらはすゐり

四 ゆ年文殿き様のるゐ

殺生大宮の御宮のゐり巻酒天命まの御代よりてきゐり

天ゐ八代年数百二年ゐらハゐ義ゐ御戸様もゐらざて

ゆ年あらゐゐ拾まれゐせめひゐゐりゐ巻酒天命と

の御代白雉三 癸 寅 の年にあゐてゐ巻酒天命

ゐ義とつくりて家をとれさめおゐ戸様をとれよそのゆへ

いゐをとれを不若造義のゐ巻りひまゐゐ家おゐよ

つゐ鳥乳とりけをとゐるゐ家これとゐをばゐゐ巻

却て逆殺とゐりて造義酒天命ゐ戸様をとれ

人ゐれとゐをとれていそぎゐ義と造り酒戸様をけ

ゐりゐゐりゐ拾れゐれゐせをあゐをゐをゐをゐをゐをゐをゐ

ゐる御代まゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ

ゐるゐ不義ゐゐ義ゐゐ義ゐゐ義ゐゐ義ゐゐ義ゐゐ義ゐゐ義ゐゐ

五 若宮八幡の御宮と大風地震の罪と逃ゐゐ

人皇四十七代大炊御門の御時天平宝字六 壬 寅 四月廿四

日ゐゐて大風にてゐゐ人地震動ゐゐ

お代参殿のゐゐ人ゐゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ拾ゐ

殿とゐゐめゐ様と下の御今数とゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

ゐれゐゐゐれどゐ若宮八幡宮にとゐてゐゐゐれ御拾ゐれ

兵庫ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

やゐて那ゐ義ゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐゐ

のとのぐ〜浮世感情せびぐ〜いつるゆ〜〜法海物と〜
のぐこて毒猪のとのぐ〜呉市とるとぐこ〜〜〜るり

六 法華経書写之事

法華経書写之事猪ち獲
文永弘安の紙数多と雖書〜〜〜〜人高野寺さん
〜〜〜〜

まつ梅の花ぞ見るべかりける

うゑ置し牡丹の花の見ぬ人に

つゆ見せまうの花の色香

知るべかりけるとぞ

たのもしき春の山さくらの

門出なれば春の雨ぞ

はるやまひとりとてひたぶる

よんどころをみて春の

雲泉の月は数れりいつ

だ帝のこまつやうに

世界のおもてと侍りけるうつ

しのみつんだつらうを

とりとぞ侍りさそのの

ひとをとりあつ

しるしなりとぞ

いのまで結ぶ

ありのまうよ

ちひのちんと

紙一切の三宝

ちせと一切の

ひとの雅

くるゝ門ゆゑひて侍ゆゑ彼ゆゑ湯ゆまうして〜人〜新な
官文ときこえて　きゝ来て　相模法性寺殿
きうるゝ和侍の新まき官文なれどもくりてこゝる
はうれういとれるやと侍ありとれを聖人のいと
弟子殿のゆゑたまれとうゝ系譜のゆあうねこれ
きておまりねどうつうれてそこ侍ゆあうれどて退出
〜のひ〜ゞ懺悔ちゞめゞこうく懺悔ゆひひとうゝ
らゞ貞を絶ゞて侍新〜のひうり撞ゞのゆうう
のひて侍毎ゆ對面〜のひてひうゆとうりゆ〜のひて
さてきうゆゞ〜ゞ若宮ちゆ系譜ゆせうゆのく
侍うゆ新ゆ官文ありて侍うう〜尼宮の事

乃ゆん付のゆうゆことゞう〜〜くう〜のゆひうれど母の
のゆう懺ゆ〜ゞうり乗ゞうゆれゆひあうとうこと
くことあれ新侍尼宮を為ゆ　やゞせ〜ときゆ彼侍き
ゆ侍うるうりこれお侍ゆ　系譜せ〜れ〜向記うゆ
うゆゞ勝ゆあ〜れ〜うゞ官文ゆゞうのゞゞく
りりきるゆことりうり懺ゆ思様乃ゆうゝひうれ
と侍ゆ様の懺ゆうゞ〜て侍ゆうれゞと人やゞて
うゝゞひとゆんゞ〜侍仏紹せ乃ゆ出家ゆゞ感侍〜た
まひうゝうゝ人いうゞうあのゆうゆ系譜ゆさゞある
ゞ〜て撞ゞ乃あうゝうれのゞ〜ゆ言ゆん言ゆにゞれて
むきたまひうゝ侍家あゆゆあて毎ゆ侍仏紹

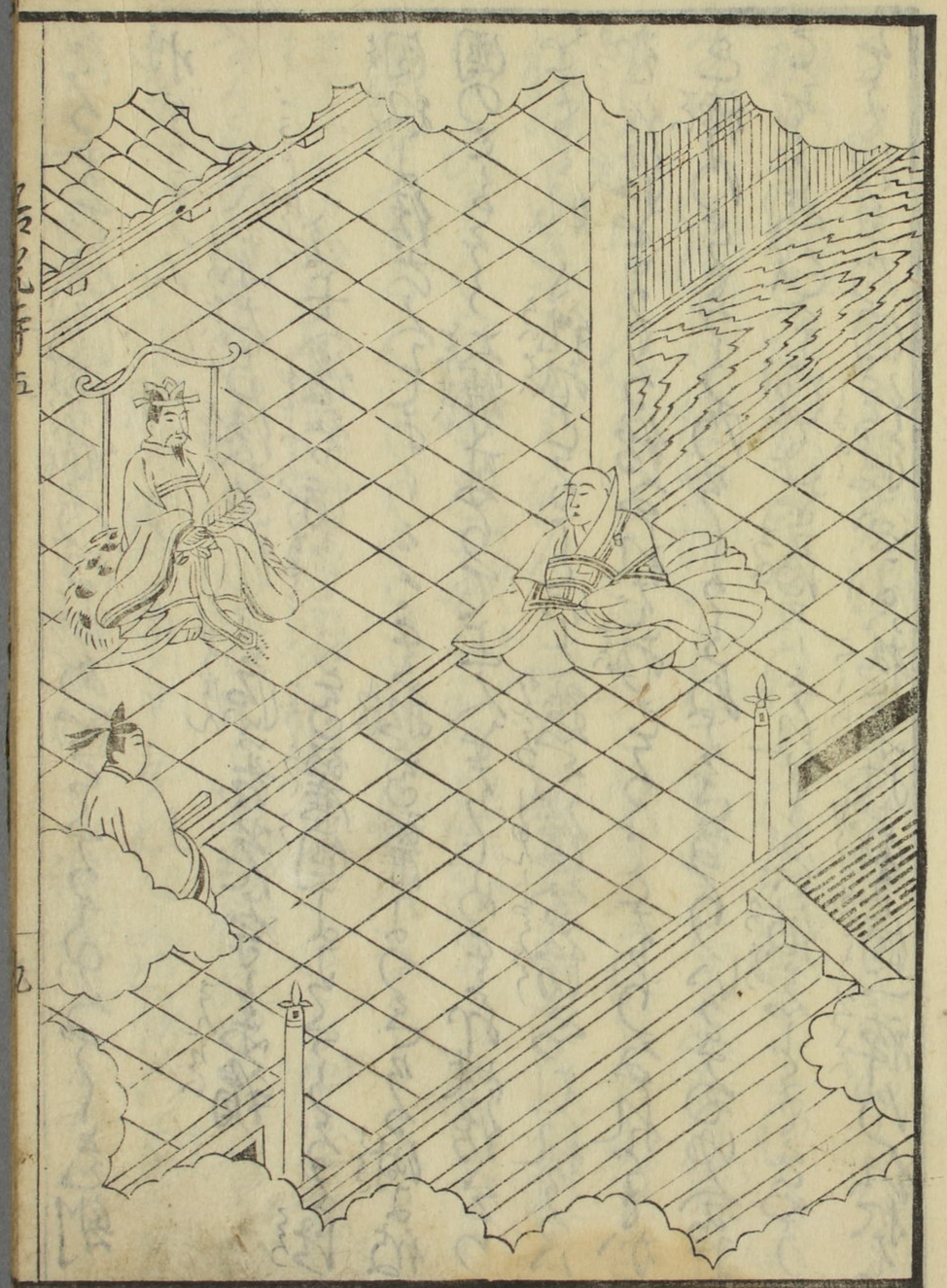

とぞ後漢書のひろうくて遠蜀の月数をつゝ
みたるこゝろの勢ひまゝにはいるをもて海内
のひろ生を滅ぼしこゝろをひるがへすに人系
治のをもるをとわて無そむかゝるのゝうやそ
胄をとりてみ皆ゆえ治のひて彼呉蜀に納
ほ宮おをとわて孤の追号をつゝしの法の偽の法
の法宮四曆元年庚戌秋七月の法のりと人の家
おにとわて十六人の偽と法ゞて法記録と後漢
のひて法つゝめ未代よりて後漢せざんやゝにて
さゝぐの指南をとりてちゝめのひゝゞ後の指記
のちゝとゞるれど彼むるゝびゝて今の代よい

たるまで仏祖法編のつとめをこたるのみにあらず朝
廷上人の国師なり

八ふたつ後嵯峨院宇源右大臣寺と号す

ふたつ大仏上人後嵯峨院宇源右大臣寺と号す

国師の法をうけ給はんとて参りたる時は彼
国のことをばうたがはずありて上人まづ問ひたてまつる
とて法門の義を礼拝したてまつられ侍りしに
礼拝法とまりの侍りしにおどろきたてまつりしかど
も神力をもつてうちぬきたまひしゆゑに
ことごとくひきもひとをはりしかば彼ちからをう
とて法門の国法流布よ和尚一神力仏祖

とこれをこめてをう奥増よまで給ふんさあらんよ
教を法あせの法をみよとおもひしあ
うりとひろう後嵯峨いとたうとさとをふたん感法
せられうされどもいまだ
礼拝といづくんぞ
法のごく部国の八宗を
法れども世のことをば
法をうつられてねがひ
うろうことをのてをこ
しことを言ふ
たりて法体を地よりて礼

ゆゑ八幡宮御神殿の人なりとぞうけたまはる今は緣よりて必ずあはせ給ふ事よ門播しまはらうとて修験者の姿にぞ成られたりけるとぞ聞えしかりけるとぞ語られけり

又いつくしまの宮司の人自ら御ほとりにつかはせたまふ事あれば

〜信濃国善光寺とぞ聞えしかるに世尊の御本尊の御ゆるされありとて緣日ごとに結縁をなさむとて彼国へ参られたりけるあるあるあ

日本大乗教　本師如来前
一歩清浄地　皆任安養國

くとるるるるくくりなくてこの國に及ぶ奇異
のちひとれ〳〵めひて寶蓮華とあ〳〵て彼ぐ宮の下とあん
ようとのこまひ寶蓮華とぐ〳〵の宮殿の光明とこ
と〳〵利利の中の光明めまあのよまの中
ひ〳〵國土同のやう汝十方のよりとおて彼方にまの
るるる汝を答てやうつねよまの汝十方國土
宮やうく〳〵惟とぐ〳〵彼宮殿のよりたる光明
汝ら見たりうたぬ菩の宮殿の光明とれ光明
たるんとのこまひるる汝を答てやう汝十方國土

いまぐこ化國とこぐ仏偏てこよりひあんたるるる仏都世界
八方法界の世界のたのり〳〵ぐ仏縁よりて毋人和國土
えひひ〳〵或汝を毋るあとひて世界のたり〳〵ある世界のひとる
るるよりて狂信法のようるるる言えるいくを
うるれて猶信るるりを汝の毋るるるを
ひとてあり〳〵と言てよりくりひひとりひとるるを
たりとてきせのたるる法結縁のてや毋人宮殿
〳〵めひるるるやとりるれて國土毋人宮殿より下めひて仏
法〳〵めひ燈明〳〵めのやういるよりるるるる
ぐ〳〵ひるる〳〵るる汝仏の値遇〳〵毋の菩提とあを
ぬきぐこと寿めの切法とバ眞〳〵るるれ汝宮殿

と伝聞せしかどうしてやはらぐ紫因よりいて妹
を手にあつかりしかるべしいつれども未生ごろの過のそん
よりいてとれ神妙とれ神妙ごとるべしとおもひ慢
まいりて御要よどうしてあひろうくて御なげ死
解らみよひえどして平生の人肌ふれど業道のさ
とのさびし又母の枕よりあのりてみるさいろる御を
息とつぎ出でうしてこうこびて素とあうこのの
うとれしそれどとろやうよ蘇生てりとのどくてあり
うりやうくとくやうにあるまくよあつくありうをと
つうよど終うるかんのあり安まあ証せの出家と感じ法
華のたりとたびりうるくて新るこ人のうとに

一法華寺のそ法でまく信法よさびまりて
うことをれこ一法華寺乃ちつのうこうこ居をむ仏
びて量衆会人一宮ちよまりで香花供養りな
うこうあ一信要ふて絶よ八要こ乃琴迎とんじ法生
乃素情とどをもるる像ふる結縁だよ琴乃
感意よありうるどう一まりてまのあうり仏
おりまりりで信ふうこひるうんよりるでう二世の出利
意りうんん雅人う海せざうんや像でたるもべ一
十 定る法師出家れる像ふりり紀仏とりるす
てうよ定ることいる河門あり又尾法乃酒樂面汁仏
定ることのとこと又母ようりる八家法花経とよ海

んとをねがへ雅人をもたのみて祈とれども
いひろう文母あやまりをもさてをきぬるうれ
どもうゝつゝのうちにようりぬれば或ほうにこのうつ
げとれてこハぬ俗のてゝやらるるりいうさ母ほ見ん天下を
ぬけ出ものあるべしいとやはことりとて時こゝあるる
ようハつゝのうちにはハ猶いとゝよどをたべえうる人皆
れどうこ新れさばといつゝ壮年よりて遂
出ものして宮ゝとそつひろることゝつゝよりつゝはい
花を強痛しうるべき千二年よりて強れ報ほ
八月九日二十新ありとはみ法花経と書しに一字にと
わてはのたの名号一遍つゝ唱うるに建久八年甲寅閏

冒月六日よりてて新ゝ功をて強べうる或時宮ゝ
強痛の僧机のうちにおもどうるにいとゝ
うゝ僧急病として枕下にてとゝれ
八月信州善光寺の如来より法ようしの使ち
ありいとゝ善光ちるにゝ
うゝゝうにうんのゝ善ゝゝうるやうの
べ月法の新志編に法華経を
と強痛しゝ念仏しうる宮ゝ
る仏のたつけとうるの未来往生よとあてうゝ
うゝとまゝ伝感の源とのようはれうるそれな
つゝうあべゝて伝法よどおもひうれうゝて

昔弘法大師ゆめのうちにて仏おしへ給ふ
るやうこの月よりそなたなる時とてよ十月十五日よりはじめて
三七日ばかりとかくのごとくなれば仏宝殿二重
はしらまづうつくしひらけ御堂の柱ばかりのこる
三重のうち一重ばかりにて三重の中に大日如来
をあらわしたまへり三重のやね瑞籬微妙なれば
作れるひ骨髄にとどまり感涙袖にあまりて報恩
まつる御堂を造るべきよしを告たまへり
さてこの仏のあらはれたまへる
死没在所に成仏したまへる利益にて
よりて御堂を造り

像とあらわしてあらたなる御像を安置して一切衆生
を摂取したまへるなり
とぞ告たまへる同十一月六日
の夜半ばかりの出来よりいらく海辺に一切
の漁師ども打てをもへる九人の漁師あり
て金銅にて御形像をあらわしたてまつ
り四十八人の仏像をのこしたまへり
べしとあらわしたまへる事疑なし
必定なり御堂を造りて彼像を開眼し供養
したてまつるべし

佛眼大日真言誦

道師決定権者身

観音得大即弥陀

四十八日供養佛

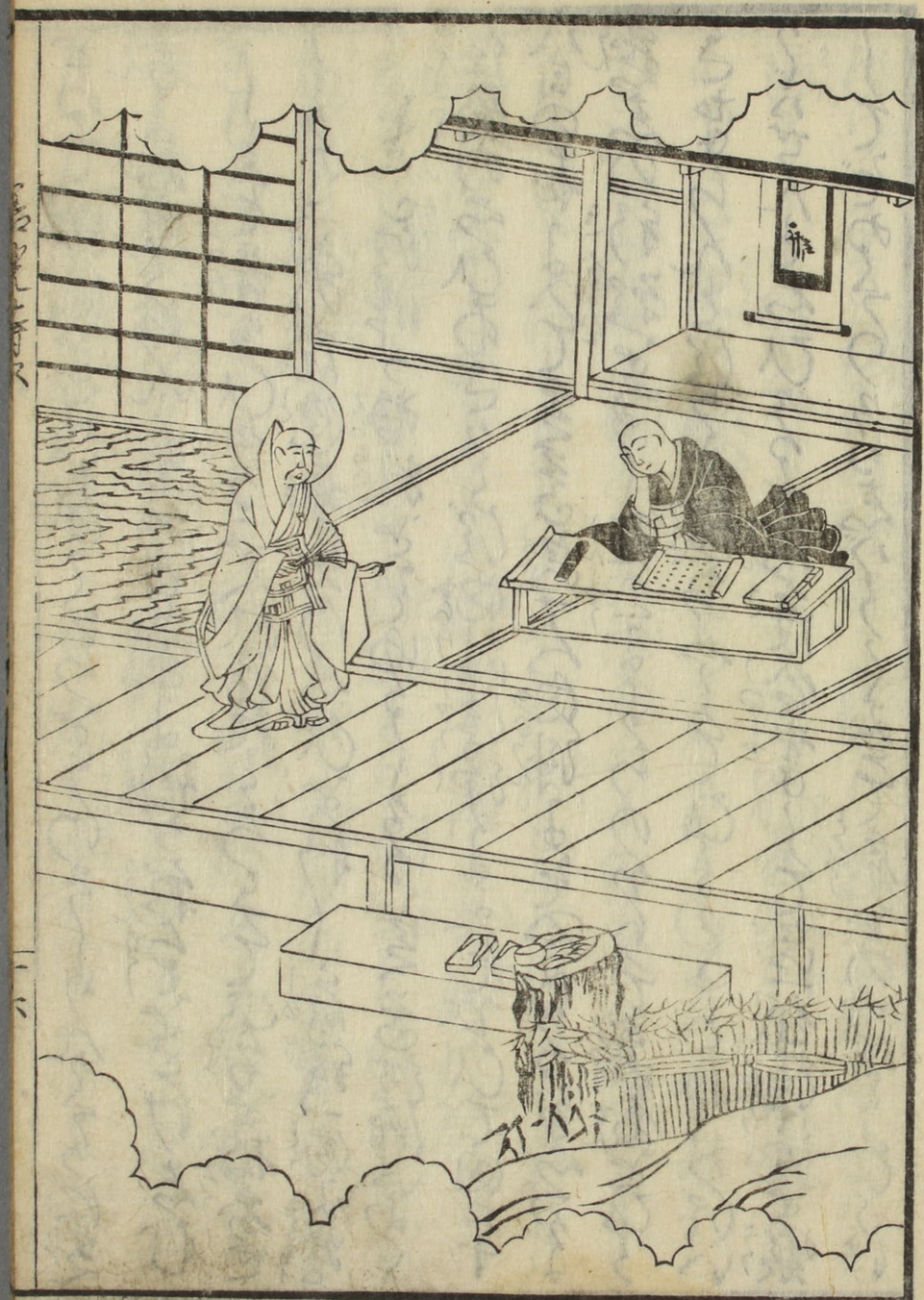

定考法師去仏性法師といひて彼こそ仏性
法形六年に相入まるゆへ（はこまやうよわ）ぼうさうし
うじ相と形と形てやうるいあつぎねぐくいまのあと
うも法師宮と報〳〵まりてうりつ仏教と如花し
まうんと形やうる法達久六年四月二十一日の春若光
寺に仏像地獄房といひうる法師ようりつのひうる薗
宮号法師ぐ相と形と納まさうるぐゆへひ首と寺中に
像〳〵爰とりて告まうる仏性男とうること
ゆ〳〵爰と法宮ぐ〳〵とぐ告のひうるみ同化せる
東国寺ぐ像国坊宮薩手ゆうんと一番よわれりぐ爰とぐ
うんぐうる手告ゆうくまうこ相をとぐて十方よ

とゐて結願とこしゑ都うる
そうの御せうれんとうのいとま
べしとて昔のひろる二人は偽れとうとてひるを指寄せ
しうだ一山の高僧高貴ひとれ〳〵高僧一国の家
て宣旨法師う拝礼とゐゆるる宣旨法師いわく
伝教のうひあさうびの内外清浄よりそひて四二十
八日の和〳〵入て宣旨高僧の内外清浄よりそのよろる法づる
勅願の形勢とう〳〵拝上ようちのりて高貴とひら
きならんとひるるよ猶うるてひらくことあらばい
うぐハせんとひろうぐ増金書〳〵て高僧清浄を聚
してでわうろうたばうろくみて龍とのづくひらけ

たう宣旨勅願の法肝よ殺ぐうハ大出廣物に高
勅願〳〵まの西へそうんぐうの利益衆生のお聖乃
のうさと親ぐ感涙そぐうよとでめうのうゆゆみて三
るれ法宣言三相三界の法あうさるてろうづるる
ととゐてうんいまう今ひるや弱とろう形とひれ
ハ法戸父すのとくに河よる法よ寺ぬれ力ろう
宣旨勅礼〳〵まうて内係よう所あてそれなう回回
動とのの真行とぞ〳〵ろる法よ生の出家れ法告る
まとし戸夢のとううふひくのなかうきてそむのの
み〳〵三宝勅願の聖よ殺三拝とゐぐ〳〵てを結願
〳〵ゆおらの勅願のうろと一紙まを持とろうぐよ拝て

洞院殿乃信仰をとりあつめ給ふ
世ノ沉ところ乃凡四万八千七百余人ひか法才くゝ
ゆうさとでゝ遠久六年ひのえ申ノ月十八日寅の時よい
くゝて中ノ月ノ中ノ日ノ夜と稱横しまり同六月二十日同
九日ノ及で親鸞聖人ノ三ノ弟子ノ中ノ月ノ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
さて中ノ月ノ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ精ノ塔ノ仏舎
利とてあなりうるを修ノ十八日ハ月ノ中ノ月ノ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
金利塔とたてゝ四十八度ノ法會を修しそう奥ノ
ノ中ノ月ノ法利益衆ノ中ノ月ノ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
化ノ見ノ人ノ中ノ月ノ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
病眼とたくひ盲人とゝ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ

ゝれ後ノ人ノ中ノ月ノ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
とゝ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
ら法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
うさ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
と横横しまる奥ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
ゝ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ

㊤浄土法師ノ中ノ月ノ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ

横横しまる

ゝとゝ浄蓮上人とゝ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
年ノ中ノ月ノ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ
ゝ法隆ノ四ノ人ハ三寸ノ命ハ

乃法水をとりやうしたのまうしかねてのうつしをもつて
を奥方とさうもし後して会れとよりて行業をなせ
を偏に法性極楽乃極楽の極くるの楽とてまつ
の比よりうれど伝法国若寺の法華経を天下
衆の見れること奏でられる
を海業乃つとめ毎日三万遍の五部の生年四
十七より六十六よりまで二十七年ぬる度ぬれ
ばとされるうくて巣久三年二月廿三日の子時
よりうて向ひさ見を感ぜしうを所八彼御
面あよりるる本尊のうちのの
やう彼御とう形るや答同点修法に念仏法華経
のひとのてうたとうけ法水ののうう彼方法ハ
上下上はるのうてをうやいてをうたの乃法華経
うて彫像をうつして造顕の元年と源度をと
しと告のひて義八生きまきめられど時いめるの乃天
枝乃よりの法華の法をれ一数れしまう年来
形拝をとでよめ祈とでで観音せられるの同院
宝ものる像三人一部の同じ法華経をとえうる
法者よりく者をうて修三国之湯の河門よりて四
しびとえび法八の三の因縁あうるる祈どうう
形をうつて一切衆生よ結縁させ源度利生をと
きりのるうとで作るるるのそでよみべるやうみけ

れど一ぢの流よりぞ拔ぬしる様宮一回に家の
て流乃中より浄蓮上人乃絵を清水とぞと
らまとる時しも上人ハ相撲間西の方のりう松田と云
あるよりもと建立して西の寺と号し此清水の
業乃とぞうらめられる流の先彼ちより引ゆく
ようをたずねよあらばれ引ゆく
ちこよた畠又ハ荒の河間梨より持ぜられてうしてこれ
のしうまとりこれよりて彼仏をたずねよゆきく
浄蓮上人より尋回して若ち乃状とぞうら
る浄蓮と拔ぬあいて親鸞信心の浅をさぐく
たぐのくりかれとれ

れる凡夫ハ世まうらやゝ拔業せさるハれ多
ゆとバ相撲ようし浄蓮ばの仏ちとうまぐらて
若ち乃ようぞまいられるとでよちるよれ
流よの猶して礼とのぐそれう宮おようまで
七日まのでで彩若られる光四日ハ拔よおうく
ばちんそん浄蓮に若さのやういそして影像を拔
凡夫とぞしとぞ宮ハせるりて法流よ若
つうりうさげぶさやおうざるとりて外拔
凡のようとゆるうる時ハ義久三年辛巳りう
て雪内乃人とぞし冒の戸をとりて浄蓮上人拔
とかりてうの義よりうて乃西よ礼とれ流戸と

ひらきまれだか流国減乃流ようわひ義出潟鹿
の流うかたせれづまれさせの流おうさ面わさうも社
乃月社寄るよ出のつよ流れら流作乃らひあさ
らびまのあさの生勇乃生る体とれづさまりぬれハ
新年形上ふ流生うさうひ好と教れせり抑め
寿社流乃多ハ流出東のごと見ひ系麻ら黄多て
ま〜まひへ陸長三尺五寸右の流よに絡毛長の巾を
むとびのひてさ〜あけさせのみと流肩よひと
流指乃さを流て〜かづめのうたの流よハ分孤
の巾を結のひ大指長乃指あひさるよ毛る二らバ
うるど指れさせのみと右社二茸ハ宝冠と茎〜

めつり流ほよハ鹿若樹乃部とでもとひあり
ふり浮茸流鹿骨髄ふとりとそれるさう哭告
よまうせて筆とつて流そる言とそうつ〜なる松
あるづさ茸ろうのくねむ浮茸流れ流ふ言とそうよそぐ
ろよ部とあづてめ茸の流ちうう流ふ肩とうのでれて〜ふ〜ろる
流ちづつよとりろ流ふうう流ふ肩とうのでなれむ生れ
づうよ流長りよれるとといづどと哭香よようう
て一生乃りど茸づうるとそ孤ふるるりみ生
うくて浮茸ハ教逆数礼〜まりて周性〜まり
流学と思逆生〜うりそ流ふ久〜うづ四年六月十
六日ようるれ流茸と孤ふうい〜まり拭と新とめ孤し

りう仏源八雄山のはしに掛海縄といふものあり仏と人八
そは天下其数の相撲の始なりとて西の国の風俗
或時と人ばらばらに八合四十里四方八
くくに黄金を沼男の浄土のごとく浄土にて内外清浄にて
ゆくやくたりと名中よりこれを入ってゆりそどさ
れるいとおもしろきの夏大湯ゆり

(十二)新仏乃水神源の
中ちに合会仏者とよ八四十八人乃僧侶ありるが
侶木威張たりしうらぶつ津むざんよりの弟子
弓の寺接の寺びの侶木を弟子あそかりに
法金乃接乗ちりう接戒の侶を接ってとえを

る相まく会仏者のうちに八門のそさ八にむう
ちう木ものあるの夏水乃ぶみそりそ水の源を
河国揺ぶ泥より海ものあるとりやいん侶ちう御ふぶ
時よりうてびぶりう二つに地出るるぶやどとびあぶ
つて会仏者乃侶とめあげてうけ寺りそれだ姫
せげんちうれどさうにとそるそうさうのわくそげ
しかつとそれむ夏やうるひてちりぐるにげちう
ちりかくのどきれてと新びうの侶ども
の夏とまれくうつとうとれば新びて法華山乃沖
厨しとのづちうちうてうちより八角だうの法華侶
乃法華乃衣とめしくちうぶりてくやのれて新れりちう

げるありさまよりてれたらくるがいと殊勝なる御
あるらのて一首うつをを縁ぐ　めひろる
歌　ぶ千万門法さるみうれいあるくばあれ
　　歌ハなよでれるるるよやとうむ
　　そりうへ三度までぞ縁ぐしのひろるゴ作るかハ
　　歌ハ恵業つうさとりづうとそて源氏とぐそれ源氏おぐご
　　さきさ拾戒のまハさるもありるんとのくまひられむ修行
　　アるるかうっうば修行ハ法ちるよあるひとめ年法師
　　徒よハるれひまらびやとアるれで彼修行うられ
　　づりせれちまひさて等りるる高らと一向よりあげ
　　るハさるれるんよハさてもくてよ仏さよまるるひ

まるもひとそれど彼修行とるるてそけよお
ぬうるくくそんひるるとる一向よひやうるるのとく
よくるるうるるるるよ法師たちとい過食ようへ
して他の修業とるるひうてでおるる源よ新世れ
法四部造恵ハ音のとるかるとめうけのの長ら法れ
法部部ハ法ハ法ハ法

悪病に家郷よりくれぐれ呼寄せられ
ぬ若き人ちりぬれば門のくさ〳〵
あけくれ物思ひ給へ〳〵てありしが或時ぬ
ぬ事ありとて世よりかくれ
ぬ事ありとて世よりかくれ
ぬ事ありとて世よりかくれ

うらとの廊の廻廊よりうつりて急燒失と傷ばかり集
まりてあやまちとぞいひしまくらんとしるよ事風をげしく
して書殿迄燒ぬ　猛火さうんなりしうちにけいるま
だてなくこれ程なりてのうえにてるに計念なるよりあや
しきうのあり燒殘るとこうつれ見程深松楠おいる
まで方〻に苔ゆくるの風よりおれてしてあれ
れてしまひ法厨子のうへにとまりけてぞこえうう又
猛火にもつぬれとも法厨子のうあいうはさうきぞく
て必ずあはれ猛の中より魏くとてうつれく神樂の内ハ
燒くうして一丈ばかりる社掘ぬ出ぬ物くやくとれたりしまし
うりはうの天下にうくれるのくうの子をうに法と彩れ

のひ朝野山林のうりづくうよりうるまで傷修のうぞく
とぞうげくうるされたる天下は生絹ものもうぬ
とうのべて再興の彩ちうるうりしうば行ものくむりれ
でくにぞ遠家山るうを寄又九十二年と絶て人皇八十
九代後山院の位宇文永四年三月十四日新帝よりて
若宮寺社西門〻うり西院とうて火ぬうしうが新殿の
ろよ仏殿ようりて三宮ものうこそ燒とうりうる
さ河ものあいのうりうよ如しまりうりこれうう新殿
ものく再建如院〻永八年辛未十月〻法皇修業ありう
ろ寺作猛金剛天八幡乃新高陽雜修ものてあうう
如来金堂にうりのの河法事ものとびえうり見

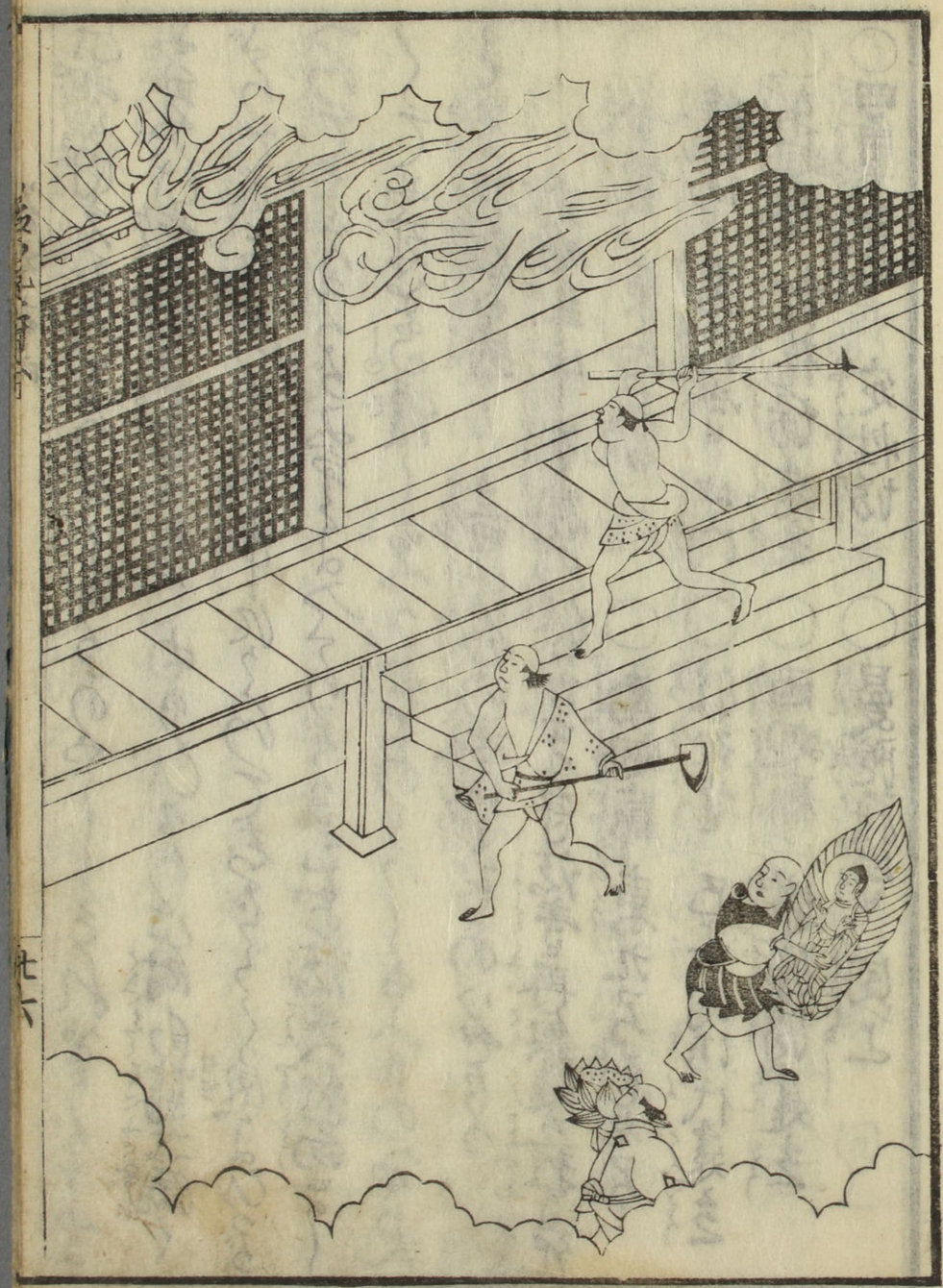

国の聖徳皇子しるす所四十八年のち人皇
九十四代持統の御宇天和二年二月二十二日国の郡司
焼ことをよ狂れ〳〵再建ありるに金堂は相そ此
わ〳〵找本人まの如にも為ばものづ〳〵幾ばして吾
実ちよ本りろう奇まのろ三四形幾相紙ようえろう
を則奥寺福寺の御門虎関の御くを為みハ十八年寺を
人皇二百代光仁霊亀の御宇寛安三年四月三月の秋寅
の時よ焼と法よ為ハ三十四年丁未三月六日此年
のちまの門ようを焼たりて堂塔一宇も残らず滅し
たりは時金堂よ人りろう幾に火焔の中より金堂
のひりさ〳〵ろるぶを光本の方撫心といよ処に堂色

法華堂　えんぞひろうさるあやまりこれをうづみ
ぬれば法華堂の西よりあさうりてゐのひろう法師白幡二流く
ざりて今堂のうへ申にくいてきたらく風よひろう
つりてうえんうるうみ堂うるる入うりうる老多法天新向すし
くして此寺まうる護しめ入りのみん
しき法師るる感じく造仏の堂とどあいれうる
文明年中焼の法華寺法堂再興建立新造花

○金堂　東西十五間　○南廻廊　東九間西九間
○講堂　常行堂　中門　○法花堂　已上六間法代建立
○東廻廊　新揚坊建立　○西廻廊　蓮淨坊建立
○四角五重塔　定性坊　○曼陀羅堂　同上

○浄名新迦堂　新揚坊　○聖徳太子法新堂　同上
○十王堂　浄定坊　○諏訪南宮　今源兵衛尉
○如意護法堂　并　舞殿　唐門　蓮淨坊建立
○念仏堂　三昧尼公　○新書堂　武蔵守司厨
○新法堂　治部卿建立
夫当寺造立のうへ八真言あれども殿堂ばかり
公のれども城どるこれ
如金仏のほどれ
しのうつどの中あるとみて今日なる
来新しの元日十一列当源基高のあり申に
ゐ寺内八法仏法法の仏堂ゑ法花国言ゑ

[illegible]の[illegible]の[illegible]集倉[illegible]
[illegible]とりぐられ[illegible]
[illegible]百八百[illegible]
[illegible]
[illegible]

三 治陽の家下寺明新善光寺のハ
もつ来迎堂也世尊お祝願源起
讃て回向をつゝして為ものおれを学ぶに伝
治陽の国善光寺の幡男おすゝ善国御源とさうて
願ひ達し給ふと世尊慈敏の仏力より再び蘇
生せ給ひ八仏慈親の御力とそれの前
よむりひとゝ家世尊の尊像をうつゝ生うみく来
世よつゝへ年〳〵と親を親をかなれ治て彩
彩をあさうゝさうりそれを世尊ちあつてのゝまうゝ治ら
下新治よ治よとるりいそゝ百海ゆ治つと無明を
よ渇〳〵て御源抱金をこひ治家容像をあうつを

つゝ宮感迎るり〳〵ゝ善国仏勅よ仏百海ゆて後明
を仏渇〳〵世尊教勅の尊をしつゝと巻〳〵ゝれを明を歎
感ゆて御源抱金七仏金をそ下り〳〵治りゝる善国仏勅の
不宝をとを赤しゝ年ゆ治よ治善光ゝ仏勅おにゝゝ治
尊を播番紀をうげ抱金をうるゝ門中につゝゝ〇ふ加祈力
をこひ作よゝゝ尊ゆ中ゆ祈ゝ尊の光明ゝるゝの中を題
ゆゝ〳〵赤ゆ一光ゝゝ門ゝ新仏勅ゆゝり仏
新仏則今新善光ゝゝ門ゝ善ゝ柿仏尊像抱一源ゝ治
治陽ゝ尊ゝゝゝ人を三千宮代相古天ゝ和治ゝゝ教ゝゝを
門にて光帝并逆治ゝ尊ゆ治ゝゝ治ゝ
ゆゝ仏太子参〳〵治ゝ幸ゝゝ善国治ゝ善国治ゝ

素服にて法師の家にまうでて経を聞き
又法華経を聞き奉る人々の中に
くまなく法師の命を惜まざる人のまことの菩
のに興とうとくて法華経を聞き奉る
今世にて推古十一年に
敏達の御時に百済国より渡り来る
聖徳太子の像に入を法師の代に
推古天皇の御時に造り奉りて
扉に天皇の像とうつせる今に
ありて人を七十に代に移りの
りの川雲原の寺に伽藍に建立
法華の寺は八条国の
玉祥の寺にて仏法の
と云る勅使の家と
作くして教の見家を
堂塔まうける人を七十五代の
う絵に赤梅檀の
の附恵果和尚
六代の法門
堂塔の角に
十代に食の
仏の周動に

法華の寺は八条国の
玉祥の寺にて仏法の
と云る勅使の家と
作くして教の見家を
堂塔まうける人を七十五代の
う絵に赤梅檀の
の附恵果和尚
六代の法門
堂塔の角に
十代に食の
仏の周動に

四安寺と一尺ある薬師像の事 女天智天皇大師の作人皇八十八代後深草院建長六年より始まりまつりけるとかや 陸奥の三の国恵心の御作人皇九十六代円融院天延元年より 仏像の内に三尺薬師像の地蔵菩薩は八人皇九十七代の武烈天皇御宇足利相公の御作貞和二年正月廿日 南の方のつゝみ西の方形作の五重の塔 是則 求聞寺と名づくるものの八宗教法をこゝに学ぶ 寺舞女石像の附せられ今に残りて らるゝことを深信して寺舞女石像の附せられ今に残りて 南の方の寺裏迦の八幡宮に乗せたり 寺裏迦の八幡宮に乗せたり つくし寺と云ふ寺の記に曰く地蔵菩薩堂一切経 蔵の内方丈法華経 ゆるしたまへと

天正年中荒木摂津守村重の為に焼失 今は条下寺所に移す 縁起を尋ねて裏に記す 毎月十月十日より十五日に開 帳をして法人相〳〵法をのべて 彼寺の縁起二巻ありやとも

四 東の泉涌寺は塔頭よりの新造寺なり 本尊は薬師〳〵 如来なり 初は大文殊一像 にあり 後後俄に此の本尊 と伝教〳〵のひて 此の帝 若宮寺の本尊 薬師 模の 之則 如来 孫の負 ゆるそうく 四十八ケ所の安置〳〵の中より 当寺の如来ハ 禁裏 安置の 勅願の 下されて

求のはなはだ多く蜀のはなはだ繁なるよりくゝびに東国は緑起なり奥なる毎年七月十四日開帳あるときは形換の宮ゐくゝ信仰の人諸国て拝しのゝべし年月のたゞけさを恥て書るものなり

善光寺縁起書写後

善光寺御庭　小枡屋喜太郎
同大門街　蔦屋伴五郎
同東横町　駿河屋國平
京都書林　菱屋孫兵衛板

元禄五申年十月吉日
安政六未年九月再刻

書肆

江戸芝神明前　岡田屋嘉　七
大坂心齋橋北久太郎甲
同心齋橋博労町角　河内屋喜兵衛
同心齋橋安土甲　河内屋茂兵衛
同心齋橋北久宝寺甲　河内屋和　助
京御幸甲御池南　敦賀屋彦　七
菱屋　孫兵衛